



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第76号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (26) (給与課)	1
	教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則 (27) (")	4
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (28) (")	5
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (29) (")	8
	異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則の一部を 改正する規則 (30) (")	18
	職員の給料の調整額に関する規則を廃止する規則 (31) (")	18
	産業教育手当の支給に関する規則を廃止する規則 (32) (")	19
	農林漁業改良普及手当の支給に関する規則を廃止する規則 (33) (")	20

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第26号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級)	(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級)
第14条の2 略	第14条の2 略
2 略	2 略
3 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第6条第2項に規定する第2号任	3 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第6条第2項に規定する第2号任

期付研究員にあつては行政職給料表による3級の職務の級を、同条第1項に規定する第1号任期付研究員にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職務の級を、それぞれ行政職級号給とみなして第1項の規定を適用する。

- (1) 6号給以上の給料月額を受ける職員 行政職給料表による9級の職務の級
- (2) 5号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による8級の職務の級
- (3) 4号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による7級の職務の級
- (4) 3号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による6級の職務の級
- (5) 2号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による5級の職務の級
- (6) 1号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による4級の職務の級

4 略

期付研究員にあつては行政職給料表による5級の職務の級を、同条第1項に規定する第1号任期付研究員にあつては次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職務の級を、それぞれ行政職級号給とみなして第1項の規定を適用する。

- (1) 6号給以上の給料月額を受ける職員 行政職給料表による11級の職務の級
- (2) 5号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による10級の職務の級
- (3) 4号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による9級の職務の級
- (4) 3号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による8級の職務の級
- (5) 2号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による7級の職務の級
- (6) 1号給の給料月額を受ける職員 行政職給料表による6級の職務の級

4 略

第2条 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1 (第14条の2関係)

行政職給料表 他の給料表	7級以上	6級	5級	4級	3級	2級	1級
公安職給料表	9級 8級	7級	6級	5級	4級	3級の9号給以上 2級の33号給以上 1級の41号給以上	3級の8号給以下 2級の32号給以下 1級の40号給以下
教育職給料表 (1)	4級	3級 2級の49号給以上	2級の41号給から48号給まで	2級の37号給から40号給まで	2級の25号給から36号給まで	2級の9号給から24号給まで 1級の41号給以上	2級の8号給以下 1級の40号給以下
教育職給料表 (2)	4級	3級の9号給以上	3級の1号給から8号給まで 2級の53号給以上	2級の45号給から52号給まで	2級の37号給から44号給まで	2級の21号給から36号給まで 1級の41号給以上	2級の20号給以下 1級の40号給以下
	5級(管理)	5級(左記)	3級の5号	3級の4号	2級の25号	2級の9号	2級の8号

研究職給料表	職手当を支給されている者に限る。)	の者を除く。) 4級 3級の13号 給以上	給から12号 給まで	給以下	給以上	給から24号 給まで 1級の45号 給以上	給以下 1級の44号 給以下
医療職給料表 (1)	4級	3級 2級の13号 給以上	2級の9号 給から12号 給まで	2級の8号 給以下 1級の25号 給以上	1級の13号 給から24号 給まで	1級の12号 給以下	
医療職給料表 (2)	7級	6級	5級		4級 3級の5号 給以上	3級の4号 給以下 2級の9号 給以上	2級の8号 給以下 1級
医療職給料表 (3)	7級	6級	5級		4級 3級の5号 給以上	3級の4号 給以下 2級の29号 給以上	2級の28号 給以下 1級
臨時的任用職員							すべての臨時的任用職員

備考 この表は、再任用職員（職員の給与に関する条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員に適用する。

別表第1の2（第14条の2関係）

行政職給料表 他の給料表	7級以上	6級	5級	4級	3級	2級	1級
公安職給料表	9級 8級	7級	6級	5級	4級	3級 2級 1級	
教育職給料表 (1)	4級	3級		2級		1級	
教育職給料表 (2)	4級	3級		2級		1級	
研究職給料表	5級（管理職手当を支給されている者に限る。）	5級（左記の者を除く。） 4級	3級		2級	1級	
医療職給料表 (1)	4級	3級		2級	1級		
医療職給料表 (2)	7級	6級	5級		4級 3級	2級	1級
医療職給料表 (3)	7級	6級	5級		4級 3級	2級	1級

備考 この表は、再任用職員に適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第27号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和47年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、教職調整額の支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条の規定による給料を支給される職員に関する条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条の規定による給料との合計額」とする。</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p>第5条 略</p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月鳥取県条例第50号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、教職調整額の支給方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p>第4条 略</p>

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第28号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 義務教育教員等特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（条例第4条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 条例第16条の8第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの <u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給</u>（その者が条例第4条第11項に規定する再任用職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（条例第4条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 条例第16条の8第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの <u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給</u>（その者が、<u>職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、</u>条例第4条第11項に規定する再任用職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)～(5) 略</p>

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号 給	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1から4まで	5,000	5,400	10,700	17,100
	5から8まで	5,200	5,700	11,100	17,500
	9から12まで	5,400	6,000	11,500	17,900
	13から16まで	5,600	6,300	12,400	18,300
	17から20まで	5,900	6,600	12,800	18,700
	21から24まで	6,200	7,000	13,200	19,000
	25から28まで	6,500	7,300	13,600	19,400
	29から32まで	6,800	7,600	14,000	19,600
	33から36まで	7,100	7,900	14,400	19,900
	37から40まで	7,400	8,300	14,800	20,200
	41から44まで	7,700	8,900	15,100	20,200
	45から48まで	8,000	9,300	15,500	20,200
	49から52まで	8,300	9,700	15,900	20,200
	53から56まで	8,600	10,500	16,300	
	57から60まで	8,800	10,900	16,700	
	61から64まで	9,100	11,300	17,100	
	65から68まで	9,400	12,100	17,400	
	69から72まで	9,700	12,500	17,700	
	73から76まで	9,900	12,900	18,000	
	77から80まで	10,200	13,300	18,300	
81から84まで	10,400	13,700	18,500		
85から88まで	10,600	14,000	18,700		
89から92まで	10,800	14,400	18,900		
93から96まで	11,000	14,700	19,100		
97から100まで	11,200	15,000	19,100		
101から104まで	11,400	15,400	19,100		
105から108まで	11,500	15,700	19,100		
109から112まで	11,600	16,000			
113から116まで	11,700	16,300			
117から120まで	11,900	16,500			
121から124まで	12,000	16,800			
125から128まで	12,100	17,000			
129から132まで		17,200			

	133から136まで		17,400		
	137から149まで		17,600		
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

別表第2 (第4条関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号 給	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円
	1 から 4 まで	5,000	6,300	12,800	17,100
	5 から 8 まで	5,200	6,600	13,200	17,500
	9 から12まで	5,400	7,000	13,600	17,900
	13から16まで	5,600	7,300	14,000	18,300
	17から20まで	5,900	7,600	14,400	18,700
	21から24まで	6,200	7,900	14,800	19,000
	25から28まで	6,500	8,300	15,100	19,400
	29から32まで	6,800	8,900	15,500	19,600
	33から36まで	7,100	9,300	15,900	19,900
	37から40まで	7,400	9,700	16,300	20,200
	41から44まで	7,700	10,500	16,700	20,200
	45から48まで	8,000	10,900	17,100	20,200
	49から52まで	8,300	11,300	17,400	20,200
	53から56まで	8,600	12,100	17,700	
	57から60まで	8,800	12,500	18,000	
	61から64まで	9,100	12,900	18,300	
	65から68まで	9,400	13,300	18,500	
	69から72まで	9,700	13,700	18,700	
	73から76まで	9,900	14,000	18,900	
77から80まで	10,200	14,400	19,100		
81から84まで	10,400	14,700	19,100		
85から88まで	10,600	15,000	19,100		
89から92まで	10,800	15,400	19,100		
93から96まで	11,000	15,700			
97から100まで	11,200	16,000			
101から104まで	11,400	16,300			
105から108まで	11,500	16,500			
109から112まで	11,600	16,800			
113から116まで	11,700	17,000			

	117から120まで	11,900	17,200		
	121から124まで	12,000	17,400		
	125から128まで	12,100	17,600		
	129から132まで	12,300	17,600		
	133から136まで	12,400	17,600		
	137から140まで	12,500	17,600		
	141から144まで	12,600			
	145から148まで	12,800			
	149から152まで	12,900			
	153	13,000			
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第29号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (職員の職務の級の分類に関する規則の廃止)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (職員の職務の級の分類に関する規則の廃止)</p>

- 2 略
(経過措置)
- 3 略
- 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。)附則第5項、第6項、第9項、第10項、第18項又は第22項の規定の適用を受ける職員の職務の級の分類については、平成20年3月31日までの間、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 略
- 6 改正条例附則第18項又は第22項の規定の適用を受ける職員の平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間の職務の級の分類については、人事委員会が別に定める。

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
教育 機関 及び 教育 委員 会事 務局	略				
	図書館		課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	
	略				
略					
知事 の事 務部 局	本 庁		専門員 室長	専門員 室長	
	地方 機関	総合事務所	文化財主事	文化財主事	
		公文書館	専門員	専門員	
		男女共同参画センター	副主幹	副主幹	
		皆成学園	専門指導員	専門指導員	
		福祉相談センター	副主幹	副主幹	
略					

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
略					
教育 機関 及び 教育 委員 会事 務局	略				
	図書館		課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	
	略				

- 2 略
(経過措置)
- 3 略
- 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。)附則第5項、第6項、第10項、第11項、第20項又は第24項の規定の適用を受ける職員の職務の級の分類については、平成20年3月31日までの間、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 略
- 6 改正条例附則第20項又は第24項の規定の適用を受ける職員の平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間の職務の級の分類については、人事委員会が別に定める。

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
教育 機関 及び 教育 委員 会事 務局	略				
	図書館		係長 資料相談員	係長 資料相談員	
	生涯学習センター		係長 指導主事 社会教育主事	係長 指導主事 社会教育主事	
略					
知事 の事 務部 局	本 庁		専門員	専門員	
	地方 機関	公文書館	専門員	専門員	
		男女共同参画センター	副主幹	副主幹	
	略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
略					
教育 機関 及び 教育 委員 会事 務局	略				
	図書館		係長 資料相談員	係長 資料相談員	
	生涯学習センター		係長 指導主事 社会教育主事	係長 指導主事 社会教育主事	
略					

教育 委員 会事 務局	略				
	地方 機関	教育局	略		
知事 の事 務部 局	本 庁		専 門 員 室 長	専 門 員 室 長	
	地方 機関	総合事務所	文化財主事	文化財主事	
		公文書館	専 門 員	専 門 員	
		男女共同参 画センター	副 主 幹	副 主 幹	
		皆成学園	専門指導員	専門指導員	
	福祉相談セ ンター	副 主 幹	副 主 幹		

教育 委員 会事 務局	略				
	地方 機関	教育事 務所	略		
知事 の事 務部 局	本 庁		専 門 員	専 門 員	
	地方 機関	公文書館	専 門 員	専 門 員	
		男女共同参 画センター	副 主 幹	副 主 幹	

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事 の事 務部 局	衛生環境研究所			所 長	所 長
	産業技術センター			室 長	
	農業試験場			場 長	場 長
	畜産試験場				
	水産試験場				
園芸試験場			所 長	場 長	場 長
知事の事務部局 共通(前各項に 職が掲げられて いる場合は、当 該職については 本項の規定を適 用しない。)	研究員	研究員	分 場 長 室 長 科 長 試験地長 特別研究員	所 長 センター長 場 長 次 長	センター長

略					
警 察 本 部	研究員	研究員	次 席 所長補佐 科 長	所 長 管 理 官	

備考 略

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務部局	研究員	研究員	分 場 長 室 長(産 業技術セ ンターの 室長を除 く。)	所 長(園 芸試験場 の所長を 除く。)	衛生環境 研究所の 所長 センター長 農業試験 場、園芸 試験場、 畜産試験 場及び水 産試験場 の場長

略					
警 察 本 部	研究員	研究員	次 席 所長補佐 科 長	所 長	

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
知事 の事 務部 局	地方 機関	総合事務 所	日野総合事務 課 長	局 長 課 長
		総合事務所共 通(前項に職 が掲げられて いる場合は、 当該職につ いては本項の 規定を適用し ない。)		局 長 副 局 長 課 長
略				
	中 部 療 育 園		園 長	園 長
略				

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
知事 の事 務部 局	地方 機関	総 合 事 務 所	保健衛生 課の課長	局 長 副 局 長 課 長
				局 長(日 野総合事 務所の局 長を除く。) 副 局 長
略				
	中 部 療 育 園		園 長	園 長
	東 部 福 祉 保 健 局		局 長 副 局 長 課 長	局 長 副 局 長
略				

本庁	医 務 薬 事 課			室 長	
	本庁共通（前項に職 が掲げられている場 合は、当該職につい ては本項の規定を適 用しない。）	研 究 員	室 長 研 究 員	所 長 次 長 参 事 監 課 長 室 長 研 究 員 参 事	部 長 次 長 所 長 参 事 監
略					

本	庁	研 究 員	衛 生 環 境 研 究 所 の 室 長 研 究 員	衛 生 環 境 研 究 所 の 所 長 次 長（衛 生 環 境 研 究 所 の 次 長 を 除 く。） 衛 生 環 境 研 究 所 の 次 長 を 除 く。） 参 事 監 課 長（衛 生 環 境 研 究 所 の 課 長 を 除 く。） 衛 生 環 境 研 究 所 の 室 長 研 究 員 参 事	部 長 次 長（衛 生 環 境 研 究 所 の 次 長 を 除 く。） 衛 生 環 境 研 究 所 の 所 長 参 事 監
略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事 の事 務部 局	総合 事務 所						局 長 副 局 長	局 長 副 局 長
	日野総合事務所						課 長	課 長
	総合事務所共通 (前項に職が掲げ られている場合は、 当該職については 本項の規定を適用 しない。)						課 長 補 佐	課 長
略								

備考 略

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事 の事 務部 局	総 合 事 務 所						課 長 補 佐 保 健 衛 生 課 の 課 長	課 長 課 長
	東 部 福 祉 保 健 局						課 長 補 佐	課 長 課 長
略								

備考 略

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
知事 の事 務部 局	本庁	防災局	防災危機管理課				室 長	室 長			
			消防防災航空室					室 長	室 長		
	総務部	総務課	総 務 課					公 益 法 人 ・ 団 体 指 導 室 の 室 長	公 益 法 人 ・ 団 体 指 導 室 の 室 長		
			政 策 法 務 室					室 長	室 長		
			県 民 室					室 長	室 長		
			自 治 研 修 所					次 長			
			福 利 厚 生 室					室 長	室 長		
			庶務 集中	指 導 管 理 室					室 長	室 長	
	集 中 化 推 進 室						室 長	室 長			

	局	物品調達室						室 長	室 長			
企画部	とっとりイメージ 創出室							室 長	室 長			
文 化 観 光 局										局 長	局 長	
生活環 境部	衛生環境研究所				課 長	課 長	次 長					
	消費生活センター				次 長	次 長						
商工労 働部	産業技術センター				課 長	課 長	次 長					
農林水 産部	農 業 大 学 校				課 長	課 長	次 長					
	和 牛 全 共 室						部 長					
県土整 備部	市瀬地区生活安定 推進室						室 長	室 長				
行政監 察監	建設事業評価室						室 長	室 長				
出納局	会 計 管 理 室						室 長	室 長				
	出 納 室						室 長	室 長				
本庁共通（前各項に職が掲 げられている場合は、当該 職については本項の規定を 適用しない。）			主 事	主 事	係 長	課長補佐	課長補佐	課 長	課 長	次 長	部 長	
			秘 書	秘 書	秘 書	室長補佐	室長補佐	室 長	副 局 長	防 災 監	防 災 監	
			機械技師	機械技師	主 計 員	主 計 員	主 計 員	所 長	所 長	副 出 納 長	行 政 監 察	
			電気技師	電気技師	企 画 員	税 務 主 幹	税 務 主 幹	副 局 長	市 場 開 拓	局 長	行 政 監 察	
			薬剤師	薬剤師	広 報 企 画	主 任 監 察	主 任 監 察	民 芸 振 興	監	行 政 監 察	監	
			衛生技師	衛生技師	員	員	員	官	セ ン タ ー	監	監	
			理学療法 士	理学療法 士	副 主 幹	教 授	教 授	市 場 開 拓	長	理 事 監		
			保健師	保健師	教 務 主 任	企 画 員	企 画 員	監	校 長			
			看護師	看護師	監 察 員	広 報 企 画	広 報 企 画	セ ン タ ー	院 長			
			栄養士	栄養士	理 学 療 法	員	員	長	参 事 監			
			歯科衛生 士	歯科衛生 士	士	船 長	船 長	校 長	総 括 検 査			
			商工技師	商工技師	農 業 専 門	用 地 主 幹	用 地 主 幹	院 長	専 門 員			
			農林技師	農林技師	技 術 員	検 査 主 幹	検 査 主 幹	参 事				
			造園技師	造園技師	林 業 専 門	主 幹	主 幹	主 任 教 授				
			水産技師	水産技師	技 術 員			総 括 検 査				
			土木技師	土木技師	助 教 授			専 門 員				
			建築技師	建築技師	船 長			検 査 専 門				
			講 師	講 師	機 関 長			員				
			水産業改 良普及員	水産業改 良普及員	講 師							
			機 関 士	機 関 士	水 産 業 改							
			航 海 士	航 海 士	良 普 及 員							
			通 信 士	通 信 士	機 関 士							
					航 海 士							
					通 信 士							
地方 機関	消 防 学 校			教 官	教 官	副 校 長	副 校 長	校 長				
								副 校 長				
	東 京 事 務 所								副 所 長		所 長	所 長
	大 阪 事 務 所					課 長	課 長	次 長			所 長	所 長
	名 古 屋 事 務 所								所 長	所 長		
総合	各総合	福祉保健局				室 長	室 長		局 長			

事務	事務所	農 林 局						所 長				
所	総合事務所共通 (前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)					課長補佐 室長補佐 次 長	課長補佐 室長補佐 次 長	局 長 副 局 長 課 長 室 長 館 長	局 長 副 局 長	所 長	所 長	
公 文 書 館						次 長	次 長	館 長	館 長			
男女共同参画センター								事務局長				
皆 成 学 園				保育士長		次 長 課 長	次 長 課 長	園 長 所 長	園 長			
総合	事 務 部					事務次長	事務次長	部 長				
療育	総合療育センター共通 (前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)			部 長								
センター												
鳥 取 療 育 園						次 長	次 長					
中 部 療 育 園												
母 来 寮						次 長	次 長	寮 長				
岩 井 長 者 寮						次 長	次 長	寮 長				
福 祉 相 談 センター						課 長	課 長	所 長 次 長	所 長			
児 童 相 談 所						次 長 課 長	次 長 課 長	所 長				
喜 多 原 学 園				部 長 寮 長		次 長	次 長	園 長				
保 育 専 門 学 院								院 長				
倉吉総合看護専門学校						事務局次 長	事務局次 長	事務局長				
精神保健福祉センター						次 長 課 長	次 長 課 長	次 長				
食 肉 衛 生 検 査 所						次 長	次 長					
高 等 技 術 専 門 校						課 長	課 長	校 長				
農 業 試 験 場						課 長	課 長	次 長				
園 芸 試 験 場						課 長	課 長	次 長				
畜 産 試 験 場						課 長	課 長	次 長				
中 小 家 畜 試 験 場						課 長	課 長					
林 業 試 験 場						課 長	課 長	次 長				
鳥取二十世紀梨記念館						館長補佐	館長補佐	館 長				
病 害 虫 防 除 所								所 長				
家 畜 保 健 衛 生 所						次 長 室 長	次 長 室 長	所 長 室 長				
境 港 水 産 事 務 所						次 長	次 長	所 長 次 長	所 長			
水 産 試 験 場				船 長		課 長 船 長	課 長 船 長					

栽培漁業センター				課 長	課 長				
とっとり賀露かっこ館						館 長			
姫路鳥取線用地事務所				次 長	次 長	所 長			
鳥取空港管理事務所				次 長	次 長	所 長 次 長			
鳥取港湾事務所				次 長	次 長	所 長			
工事検査出張所				検査主幹	検査主幹	所 長 検査専門 員			
共 通	主 事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 精神保健 福祉士 児童福祉 司 社会福祉 主事 精神福祉 主事 心理療法 士 心理判定 員 児童自立 支援専門 員 児童指導 員 生活指導 員 保 健 師 改良普及 員 林業改良 指導員 水産業改 良普及員 児童生活 支援員 保 育 士 栄 養 士	主 事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 精神保健 福祉士 児童福祉 司 社会福祉 主事 精神福祉 主事 心理療法 士 心理判定 員 児童自立 支援専門 員 児童指導 員 生活指導 員 保 健 師 改良普及 員 林業改良 指導員 水産業改 良普及員 児童生活 支援員 保 育 士 栄 養 士	係 長 副 主 幹 衛生技師 査察指導 員 身体障害 者福祉司 知的障害 者福祉司 船 長 機 関 長 精神保健 福祉士 児童福祉 司 社会福祉 主事 精神福祉 主事 心理療法 士 心理判定 員 児童自立 支援専門 員 児童指導 員 生活指導 員 保 健 師 改良普及 員 林業改良 指導員 水産業改 良普及員 児童生活 支援員 保 育 士 栄 養 士	主 幹 税務主幹 用地主幹	主 幹 税務主幹 用地主幹	参 事 税務専門 員 用地専門 員			

選挙管理委員会事務局	主 事	主 事							
監 査 委 員 事 務 局			監査主任	課 長 監査主幹	課 長 監査主幹	次 長	次 長	事務局長	事務局長
人 事 委 員 会 事 務 局	主 事	主 事	課長補佐	課 長	課 長	次 長	次 長	事務局長	事務局長
労 働 委 員 会 事 務 局	主 事	主 事	副主幹	課 長 主 幹	課 長 主 幹	事務局次 長	事務局次 長	事務局長	事務局長
海区漁業調整委員会事務局	主 事 水産技師	主 事 水産技師	副主幹	次 長	次 長				

備考 この表の6級、7級又は8級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級をそれぞれ7級、8級又は9級とすることができる。

別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警 察	警 察 本 部	隊 員	隊 員	分隊長 隊 員	小隊長 分隊長	次 席 副隊長 指導官 通信指令 長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	次 席 副隊長 指導官 通信指令 長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	課 長 企画官 監察官 所 長 隊 長 室 長 場 長 広 報 官 管 理 官	参 事 官	部 長
	警 察 学 校	見 習 生	見 習 生	助 教 官	教 官 助 教 官	主任教官	主任教官	副 校 長		校 長
	警察署	米 子 警 察 署								署 長
		倉 吉 警 察 署 境 港 警 察 署								署 長
		警察署共通(前各項に 職が掲げられている場 合は、当該職について は本項の規定を適用し ない。)					次 長 課 長 幹部派出 所長	次 長 課 長 幹部派出 所長	署 長 副 署 長 刑 事 官 管 理 官	
共 通	係 員	巡 査 長 係 員	主 任 巡 査 長 係 員	係 長 主 任						

備考 この表の7級又は8級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認した職員の職務については、その職務の級をそれぞれ8級又は9級とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の職員の職務の級の分類に関する規則別表第1の備考及び別表第2の備考の規定に基づき人事委員会の承認を得ている職員の職務については、それぞれ改正後の職員の職務の級の分類に

関する規則別表第1の備考及び別表第2の備考の規定に基づき人事委員会の承認を得たものとみなす。

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第30号

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則の一部を改正する規則

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第9項ただし書、第10項ただし書及び第18項の規定により、異動した場合に適用する職務の級（改正条例第3条及び第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「新給与条例」という。）第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級をいう。）から除く職務の級（以下「除く職務の級」という。）を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）附則第10項ただし書、第11項ただし書及び第20項の規定により、異動した場合に適用する職務の級（改正条例第3条及び第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「新給与条例」という。）第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用した場合における職務の級をいう。）から除く職務の級（以下「除く職務の級」という。）を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第31号

職員の給料の調整額に関する規則を廃止する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

2 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料の支給)</p> <p>第2条 職員の給料の支給期日は、毎月21日とする。 ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給期日とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第2条 職員の給料（<u>給料の調整額を含む。</u>以下同じ。）の支給期日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給期日とする。</p> <p>2 略</p>

産業教育手当の支給に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第32号

産業教育手当の支給に関する規則を廃止する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

2 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前

(義務教育等教員特別手当の月額)

第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(条例第4条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)~(3) 略

(4) 前条に規定する職員のうち、条例第11条の6の規定による定時制通信教育手当(以下「定時制通信教育手当」という。)を支給される職員で、定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)又は通信教育に従事するものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

(5) 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

(義務教育等教員特別手当の月額)

第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(条例第4条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)~(3) 略

(4) 前条に規定する職員のうち、条例第11条の3の規定による産業教育手当(以下「産業教育手当」という。)又は条例第11条の6の規定による定時制通信教育手当(以下「定時制通信教育手当」という。)を支給される職員で、農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)若しくは通信教育に従事するものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

(5) 前条に規定する職員のうち、産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額(産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第33号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則を廃止する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和39年鳥取県人事委員会規則第34号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

